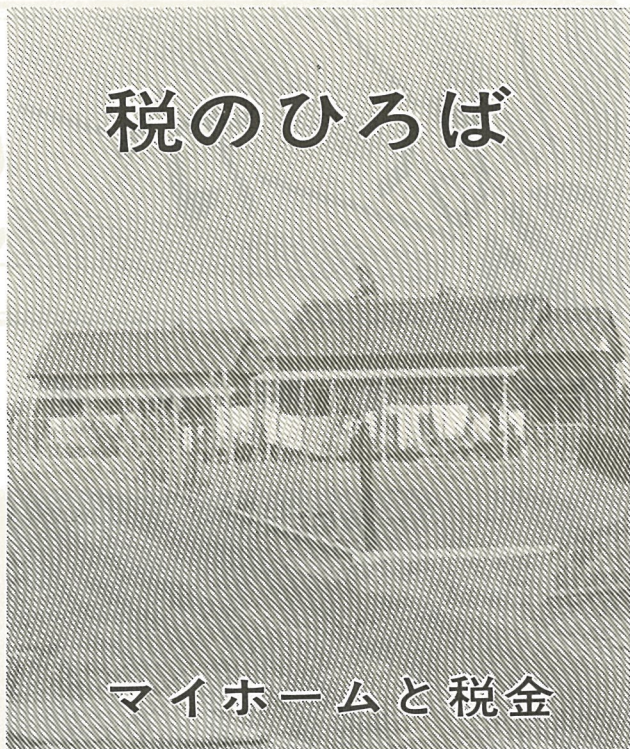


税のひろば



マイホームと税金

「自分の家に住みたい」と思うのは多くの人の夢ですが、実際にマイホームを建てるとなると、資金、設計、建築などいろいろな問題がでてきます。

役所や町村役場に備えられている固定資産課税台帳に記載されている評価額によることになっています。

(一)、売買による所有権移転の場合
：五％。

(二)、新築家屋の所有権保存登記の場合
：〇、六％。

一、登録免許税

土地を買ったり、家を新築したときなどには、所有権に関する登記をしますが、その登記の際には税金がかかります。これを登録免許税といい、取得した不動産の価格に次の税率をかけて税額を算出します。

不動産の価格は、原則として市

こと。
④、家屋の床面積が百六十五平方メートル以下であること。

二、不動産取得税

土地や建物などの不動産を取得したときには、県民税である不動産取得税がかかります。

不動産取得税の税率は、不動産価格の三％です。

不動産価格は、原則として市役所や町村役場に備えられている固定資産課税台帳に記載されている評価額によることになっています。

なお、居住の目的で新築家屋や土地を取得した場合には、次のような特例があります。

(一)、住宅を新築したり、新築住宅を購入した場合には、その不動産価格から二百三十万円が控除されます。

(二)、新築住宅用土地を取得した場合には、一定の条件のもとにその

青色申告は

誰れでも簡単に記帳

皆さん、青色申告で節税をしましょう。千葉県下どこでも青色申告でいっぱいです。青色申告は十人のうち六人の人が行っています。それは、青色申告には、いろいろの特典があるので、白色申告より税金がすばらしく安くなるからです。しかも、帳面は現金出納帳を中心にした家計簿の延長ですか

土地に対する不動産取得税額から百五十万円か、新築住宅の床面積の二倍の面積（一戸当り二百平方メートルを限度とする）の土地の価格か、いずれか高い額に三％の税率をかけた額が控除されます。

三、所得税の住宅取得控除

住宅を新築したり、新築住宅を購入した場合、次の(一)から(三)までのすべての要件にあてはまれば、一定の金額が所得税額から控除されます。

(一)、昭和四十七年一月一日から昭和五十二年十二月三十一日までの間に工事に着手または購入した居住用の新築住宅であること。

(二)、その住宅の床面積が百六十五平方メートル以下であること（昭和四十八年以前に取得したものは百二十平方メートル以下）

(三)、完成後または購入後六ヵ月以内に入居し、控除を受ける年の十

ら誰れでも簡単に記帳できます。

まだ、青色申告をしていない皆さん、青色申告の良さをもっともつとよく知ってもらうために、青色申告会などの役員さんが訪問しますから、どんどん質問しましょう。

記帳は、明るい納税、商売繁盛の糧となります。

◎11月の納税

固定資産税 4 期分

国民健康保険税 6 期分

納期限は十二月一日ですので早めに役場収入役室まで納付してください。

二月三十一日まで引続き居住していること。

控除額は、その住宅の床面積三・三平方メートル当り千円の割合で、最高三万円（昭和四十八年以前に取得したものは最高二万円）で、居住の年以降三年間にわたって各年分の所得税額から控除されます。

控除を受けるための手続きは、その年分の所得税の確定申告書の①取得した家屋の建築確認通知書の写し（建築確認が必要でない家屋については設計図などの写し）

②登記簿の謄本や抄本、請負契約書、売買契約書などで、家屋の工事着手年月日または購入月日を明らかにする書類やその写し、③住民票の写し、を添付して申告することになっています。

ただし、サラリーマンについては最初の年に申告すれば、二年目、三年目は年末調整で控除を受けることができます。